

**青梅市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める
条例**

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

介護保険法の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める
条例**

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第79条第2項第1号の規定にもとづき、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定めるものとする。

(指定居宅介護支援事業の申請者の資格)

第2条 法第79条第2項第1号の規定により条例で定める者は、法人である者とする。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。